

(別紙) 原子力規制委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (改正案) に関する意見募集の結果について

■本文 第1条 (目的) 関係■

ばんごう 番号	ごいけん 御意見	ごいけん たい かんが かつ 御意見に対する考え方
1	新旧対照表2ページの改正後欄の2行目「(以下「対応要領」という。)」は削除したほうがよい。12ページの改正前欄の4行目「対応要領」は削除されているから。	ご指摘のとおり、単独で「対応要領」という用語を使用している箇所はないため、「(以下「対応要領」という。)」を削除します。

■本文 第2条 (不当な差別的取扱いの禁止) 関係■

ばんごう 番号	ごいけん 御意見	ごいけん たい かんが かつ 御意見に対する考え方
2	私は重い障がいをもってなく、日常生活で支援は受けていないですが、それでも生きづらさを感じしまうグレーゾーンなところなんです。なので気づかれないかもしれないですし避けられる場合もあります。働く時も職を探す時は大変な思いをして、今の生活でもとても大変な思いをしています。そういう私の立場の人たちは、障がいと認めてくれるのかどうなのでしょう？	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第1号では、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しておりますが、本対応要領の運用については、個々の事例に応じて判断してまいります。

■本文 第7条 (研修・啓発) 関係■

ばんごう 番号	ごいけん 御意見	ごいけん たい かんが かつ 御意見に対する考え方
3	新旧対照表4ページの改正後欄の5行目「法や基本方針等」の「等」には、	「法や基本方針等」の「等」には、「原子力規制委員会における障害

	ほう きほんほうしんいがい なに ふく 法、基本方針以外の何が含まれるのか？	りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうよりよう ふく を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が含まれます。
4	しんきゅうたいしょうひょう かいせいごらん ぎょうめ せいべつ ねんれいとう しょくいん せいべつ 新旧対照表4ページの改正後欄の9行目「性別や年齢等」は「職員の性別 や年齢等」と解釈してよいか？	しょうがいしゃ せいべつ ねんれいとう さ ごいけん ふ せいべつ 障害者の性別や年齢等を指します。御意見を踏まえて、「性別や 年齢等にも配慮しつつ、障害者に適切に対応するために必要なマニ アルの活用等により、」から「障害者の性別や年齢等にも配慮しつつ、 適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、」に修正し ます。

別紙 第4 (合理的配慮の基本的な考え方) 関係

ばんごう 番号	ごいけん 御意見	ごいけん たい かんが かつ 御意見に対する考え方
5	しんきゅうたいしょうひょう かいせいごらん ぎょうめ じよせい じよせい じにん しゃ 新旧対照表10ページの改正後欄の5行目「女性」には、女性を自認する者 も含まれるのか？	ほんたいおうよりよう うんよう ここ じれい おう ほんだん 本対応要領の運用については、個々の事例に応じて判断してまいり ます。
6	しんきゅうたいしょうひょう かいせいごらん ぎょうめ じよせい ふ 新旧対照表10ページの改正後欄の6行目「女性であることも踏まえた 対応」とは、具体的にどのような対応を想定しているのか？	ほんたいおうよりよう うんよう ここ じれい おう ひつよう たいおう おこな 本対応要領の運用については、個々の事例に応じて必要な対応を行 ってまいります。
7	「あらゆる相談や接遇の最初に、本人の希望を聞きとり、それを尊重するルール をもつ。あらゆる偏見を廃して、本人の話をよく聞くことから始める。」等の記述 を入れることが、相談することや本人が希望を出すこと自体が困難になっている 状況の打開につながる。障害者権利条約の柱である「他の者との平等」に 向けて進むことができる。第五次障害者基本計画に「障害福祉サービスの提供 に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われる ことがないよう取組を進める。」が新設された。あらゆる現場にかかわることな ので、対応要領の本文にも加えられたい。現状は選択肢が多数あるわけでもな く、また行政サービスが生活に直結している。その中で相談する、自分の意見 を表明するには、十分なわかりやすい情報の提供が意思決定の前提であり、 話しやすい環境を整える必要がある。	べっし げんしりよくきせいいいんかい しょうがい りゆう さべつ かいしょう 別紙の「原子力規制委員会における障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領に係る留意事項」の「第4 合理的配慮の基本 的考え方」において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の 建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟 に対応がなされる必要があるとしています。また、障害者の性別、 年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、 障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに 留意することとしています。

	<p>上記は障害のある人のなかでも複合的な差別を受けている女性において特に必要とされていることである。</p>	
8	<p>相談の際は、本人の希望と意見、緊急性重大性をふまえたうえで、場合によって女性が対応できる日時に相談を設定するなど、あらゆる可能性を念頭においていただきたい。</p>	<p>別紙の「原子力規制委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」の「第4 合理的配慮の基本的考え方」において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があるとしています。また、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意することとしており、ご指摘頂いた点も含めて様々なあらゆる可能性を念頭において対応いたします。</p>

別紙 第6 (合理的配慮の例) 関係

番号	御意見	御意見に対する考え方
9	<p>新旧対照表14ページの改正後欄の5行目「聴覚障害のある者」には、障害者でない者（障害がある者ではあるが、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にはない者）も含まれるのか？</p>	<p>本対応要領の運用については、個々の事例に応じて判断してまいります。</p>
10	<p>対応要領に、記述「府省庁のウェブサイト、PDF版で提供する文書は、PDF形式のみとせず、テキスト形式をはじめ、障害のある人がアクセスしやすい形で提供する」を加える。かつ、下記引用の内閣府本府所管事業対応指針案に記述されている事例を加える。</p>	<p>別紙の「原子力規制委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」の「第6 合理的配慮の例」において、「視覚障害のある出席者に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供</p>

		する。」としておりますが、本対応要領の運用については、個々の事例に応じて判断してまいります。
--	--	--

■その他■

番号	御意見	御意見に対する考え方
11	今回の原子力規制委員会の対応要領をみると、基本的なことが何も理解できていないと思います。 理解できていないことを要領や留意事項で説明しようとしても、上司の人も職員も理解できていないことを書いても、体裁だけ整えただけで、実質的な意味はないと思います。 もし本当にこの要領を生きたものにするなら、障がい者団体(視覚・聴覚障がい者、車いすの人、内臓障がいの人等)のゲストを多く招いて、彼らにこの要領の改訂や基本的な考え方等の講習を行ってもらわなければならないと思います。	令和5年5月9日に「障害者差別解消法に基づく対応要領改定案及び対応指針改定案に関する合同ヒアリング」を開催し、障害者団体から直接意見を聞いた上で、対応要領の修正(例:具体例の追加等)を実施しております。
12	訓令と要領が入り乱れていますが大丈夫ですか？	原子力規制委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(原規人発第1512031号(平成27年12月3日原子力規制委員会委員長決定))は、原子力規制委員会委員長が発出する訓令となります。